

平成22年度（第6回）理事会 議事録

議事録署名人：
（ 餅 ）

（佐々木）

1. 日 時 平成22年10月24日（日曜日） 16時00分～
2. 場 所 小浜 事務局
3. 出席者 理事： 渡辺理事長 餅副理事長 森田副理事長、多田、吉田、赤石、小林
朝倉、鈴木、佐々木、佐藤 各理事 （理事定数 16名 現在数 13名）
監事： 武藤、橋内
委員： 高橋
4. 議事内容
 - 1) 『県民体育大会 高校ヨット部体験帆走』協力について
スケジュール、準備状況等について説明がされた。
・概要： 11月3日（休） 生徒+教師：48名
主催：宮城県ヨット連盟
MORCから9艇協力することとした。
KAYA、GRAND'PA、MISTY、六文銭、ベイクナル、OHANA、銀河、
TIKITIKI、アセナ
（宮城ヨット連盟としてイベント保険を掛けることにしている）
 - 2) 今年の『カレンダー』の作成について
・会員向けに300部用意したので販売協力を依頼することとした。
 - 3) 『塩釜港イルミネーションイベント』について
・概要： 12月 4日 点灯式（開催時期は1月中旬まで）
11月27日 停泊艇移動（KAYA、MISTIC-X、GRAND'PA、アセナ、MISTY）
11月20日 塩釜港観光棧橋『ボースン』前にポンツーン設置
※なお、今回設置するポンツーン1基は、イベント終了後も恒久的に
設置しておき、離島交通の便の向上や、観光などに役立ててもらおう等
公共の益に供するため、塩釜市に寄付することとしている。
・イベント推進役
係留装置準備、等作業にはかなりの作業量が必要である。業者への発注
価格を少しでも抑える上で、下記委員の下で会員諸氏の協力を貰いたい。
餅、佐藤、高橋、赤石、橋内、朝倉、武藤 各氏に要請した。
 - 4) 恒久的な塩釜港泊地確保について
・概要： 県、塩釜市は国からの補助金を得て、塩釜港の再開発を計画している。
この動きに乗じヨットハーバ計画を盛り込んで貰うべく、推進して
いく事にした。
この工事には大型工事船などを使うため、上記項目など我々が仮設する
ポンツーン等が邪魔にされるかも知れないが、その時は必要に応じ
移動させればよく、あくまでもポンツーンを置いているという事実を
主張できるようにしておいたほうが得策ではないかとの意見がでた。
 - 5) 『法人改革』について
 - ①下記案件を決議したい。との起案があったが、下記の経緯により保留された。
起案内容：
基金を、『使ってしまう（たとえば救命艇などに）』か
『基金として留保しておく』か
を決議したい。
討議内容：

それぞれの特徴に付いて説明・討議がなされた。

・『使ってしまう』

利点：新法人となった時、“遊休資産”が無いため県からの監査を受けなくて良い。

たとえ、公的目的認定されない場合でも「使ってしまった金」に県は返還せよとは言いきらぬと期待する

問題：今後、金が必要になった時、原資が無く対応（事業）は出来なくなる。

・『留保する』

利点：今後、緊急災害時や、泊地整備、公益事業実施など金が必要な時、対応（事業）が出来る。

問題：新法人化に伴い、公的目的計画書を作成し、県から監査を受ける事となる。

上記の討議のなかで、現在問題となっている『遊休資産』についての検討不足が判明し、県に聞きに行く事とした。

- ・遊休資産の定義は『遊休資産＝総資金－負債－目的を決めた準備金等』であり、現“基金”の使用目的を、救急救援捜索など非常時の自助努力のためとか、港湾整備の『特定目的の活動準備金』として県が認めれば、“公的目的”でなくても）我が新法人には『遊休資産』は無い事となる。

将来的に資産の振り向け先となるかもしれない事業・イベントの案として下記のような案件が挙げられ、今後、これらの必要性和実現性、および基金振向け可否など検討する必要があることを認識した。

- ・レスキューボート
- ・自然災害対応
- ・救難救助
- ・離島復興協力
- ・地元観光開発協力
- ・「海の駅」の代行機能
- ・港湾設備整備

②基金の運用について、県からの指摘事項の説明があった。

過日、県との協議の中で次の指摘を受けている。

現MORCも、既に従来の社団法人でなく、新法人法の管理下の『特定民法法人』として新法の適用を受けている状態である。

従って現時点で急遽基金を使ってしまった後で、県が認めなければ、県は現状回復を要求してきて、我々は該当額を返還せねばならなくなる。

(→その時点で基金が物になってしまっていると、会員が新たに相当額を拠出し弁済することを求められる)

③新法人化の動きについて提案があった。

世の中の、新法人化の動向・事例をもっと参考にすべきではないか。

たとえば、日本外洋帆船協会や県内外の現社団法人など、主要な団体の対応状況などを参考にし、その後我々の対応を考えても良いのではないか。勿論その間、何もしないのではなく内部検討・準備を怠らない事は当然だが、新法人化に一番乗りする必要はないのではないか。

④新法人の定款作成について。

過日県に行き、たたき台として作成した文案を提出し、県から適切な指摘を頂いた。その指摘文書を、MORCホームページにアップすることとし、会員から広く意見を聞く場（WG）を設けることとした。

更に、県からは新法人として『何をしたいのか』『存在意義』と『理念』を明示する様に指示されている。

→当初、定款の事業目的の記載順として下記のとおり記し県担当者に見て頂いたところ、県の担当者から「もし、ヨットが無くても(日)月だけでも事業をしますか？」と聞かれ回答に窮してしまった。との状況が報告された。

- i)日帆船艇ほかにジャー艇の救助救急救命支援
- ii)国際VHF無線海岸局の運営ならびに管理
- iii)ヨット・・・

以上の様な討議があり、新法人化に向けた対応は、まだまだ判らない事が多いので、
もっと情報が集まり、整理できるようになってから判断したほうが良いのではないかと
との認識を持った。

以上（議事録作成：森田）